



平成 20 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ノ エ ル
代表者名 代表取締役社長 金古 政利
住 所 神奈川県川崎市高津区二子五丁目1番1号
(東 証 第 二 部 ・ 8 9 4 7)
問合せ先 取締役業務推進本部長 川上 博
T E L 044-820-3150

平成 20 年 8 月 期 計 算 書 類 対 する 監 査 意 見 不 表 明 について

平成 20 年 8 月 期 の 計 算 書 類 お よ び そ の 付 属 明 細 書 並 び に 連 結 計 算 書 類 に つ き ま し て 、 会 計 監 査 人 より 会 社 法 に 基 づ く 監 査 に つ い て 、 監 査 意 見 を 表 明 し な い 旨 の 監 査 報 告 書 を 受 領 い た し ま し た の で 、 下 記 の と お り お 知 ら せ い た し ま す 。

記

1. 背景および概要

当社は平成 20 年 8 月 期 において多額の損失を計上し、また、事業資金が十分に確保されているとはいえない状況にあることから、連結計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載する予定でありました。

(参考)継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社グループの事業領域である不動産業界におきましては、建築基準法の改正に伴う住宅着工戸数の減少や分譲住宅価格の上昇に起因する顧客の買い控えとそれに伴うデベロッパー等の事業用地仕入の抑制等、分譲住宅市場が調整局面を迎えると共に、米国サブプライムローン問題に起因する国際的な金融市場の混乱・信用収縮を背景として不動産投資市場においても流動性が著しく低下するなど、厳しい事業環境が継続しております。

当社グループでは当該環境の影響を受け、分譲住宅販売価格の低迷や分譲事業用地卸売り・収益不動産の販売が不振となったこと等から、当連結会計年度において営業損失 1,325 百万円を計上いたしました。また、不動産価格の下落によるたな卸資産の評価損 9,371 百万円及び事業撤退損失 1,691 百万円を計上したことや、基幹システムを中心とする固定資産につき今後の収益貢献に疑義があることから減損損失 1,458 百万円を計上した他、大幅な損失計上に伴う繰延税金資産の全額の取り崩しを実施したこと等により、当期純損失 16,488 百万円を計上いたしました。このような状況から、当連結会計年度の貸借対照表における純資産額は 8,510 百万円の債務超過状態へと陥っております。

次に資金面については、厳しい事業環境を踏まえ新規案件の仕入を抑制すると共にたな卸資産の売却を進めたことで営業キャッシュ・フローはプラスとなったものの、たな卸資産の売却が当初計画と比較し遅延したことにより一部の借入金の返済・借換えが出来ない状況となっております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、経営改善策として希望退職者の募集、給与体系の見直し、役員報酬の減額、本社事務所の縮小等固定費の削減策の実施とたな卸資産の圧縮による財務体質の健全化を進めると共に、デベロップメント事業におけるエンドユーザー向け販売部門及びアセットコンサルティング事業部門の別会社化を推進中であり、これにより役割の明確化による業務効率の向上と生産性に合致した事業推進体制の構築を図ることで収益性の向上を進める所存でございます。

また、当社グループでは上記の経営改善策に加え、平成 21 年8月期を初年度とする3か年を対象とした中期経営計画を策定し、その実行により収益構造の再構築と財務体質の安定化を図っていく予定であります。その中期経営計画の内容は以下のとおりであります。

(1) 収益構造の再構築

① 不動産リスク(価格変動、流動性)の影響が軽微な収益の拡大

従来からのアセットコンサルティング事業における賃貸仲介、賃貸管理業務でのフィー収益に加え、デベロップメント事業及び不動産投資開発事業においても、仕入、企画、開発、販売といった一連の不動産開発事業プロセスの中で、不動産リスクの軽微なフィー収益等の拡大を図ってまいります。具体的には、事業用地及び収益不動産の仲介、設計・監理業務、戸建住宅の建築請負、分譲住宅の販売受託業務等の収益拡大に努めてまいります。

② エンドユーザー向け分譲事業への集中・強化

たな卸資産の保有を伴う事業については、価格・流動性の面で比較的安定性が見込める当社のコアエリアである東急沿線での 60 百万円程度までの価格帯の戸建・マンションの分譲事業に集中いたします。資金面においてタイトな状態にあることに加え、昨今のマンション建築価格の上昇を踏まえ、本計画期間内においては、回転率が高い戸建住宅及びマンションの買取販売を推進していく予定であります。

③ 収益に見合う経費構造

厳しさを増す経営環境を踏まえ収益に見合った経費構造とすべく、人員の大幅削減、事務所の縮小、業務委託の見直し等による固定経費の削減策を実施する予定にしております。

(2) 財務体質の安定化

① 資産の圧縮

継続してたな卸資産の早期売却を進めてまいります。たな卸資産の売却方針といたしましては、事業セグメントごとに以下のとおりであります。

イ. デベロップメント事業

仕掛中及び竣工済み案件については、別会社化を推進中の販売会社の体制を強化し、エンドユーザーへの早期販売を推進いたします。また未着工の案件につきましては、エリア・事業性の観点から優先順位を決め、事業化の是非を検討の上、一部用地での処分を進めてまいります。

ロ. 不動産投資開発事業

保有する収益不動産が概ね 10 億円以下の小規模物件であることから、当面個人資産家及び事業法人への販売活動を推進してまいります。借入金の返済期限が到来しているものについては、返済の猶予について従来通り取引金融機関からの協力を仰ぎながら、売却に応じた借入金の返済を実行してまいります。

これらの施策によって自己資本の一部回復は図れるものの、上記中期経営計画の終了時点においては債務超過の解消は難しいものと考えられますが、引き続き金融機関の協力を仰ぎながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

② 資本の増強

これに加えて、毀損した自己資本の回復と今後の収益力強化に向け、第三者割当増資をメインシ

ナリオとする資本増強策を模索してまいります。
なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していません。

企業の計算書類(会社法規定)や財務諸表(金融商品取引法規定)は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の計算書類や財務諸表についても、継続企業であることを前提として作成していましたが、このたび、会計監査人である監査法人トーマツは、当社の継続企業の前提について、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることが出来ないと判断いたしました。これにより、会社法第 444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載内容

受領した監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノエルの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は不動産市況の悪化による販売不振により営業損失を計上し、特別損失としてたな卸資産の評価減等を実施した結果、16,488百万円の当期純損失となり、8,510百万円の債務超過となった。また、たな卸資産の売却が遅延したことにより、一部の借入金の返済・借換えが出来ない状況となった。この状況に対応して、経営改善策の策定と向こう3か年の中期経営計画を策定し収益構造の再構築を図ること、また、財務体質の安定化として、金融機関の協力を仰ぎながらたな卸資産の早期売却を進め借入金の返済を実行するとともに、毀損した自己資本の回復等に向け第三者割当をメインシナリオとする資本増強策を模索することとしている。会社の対応策は、上記対策の実現及び金融機関の協力を依存しているが、不動産市況から当該経営改善計画の達成は不透明な状況であり金融機関の融資姿勢も明確となっていないこと、また、資本増強策についても未だ決定していないことから、向こう一年間の事業継続性に関する合理的な心証を得ることが困難な状況となった。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている上記の連結決算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ノエル及び連結子会社から成る企業集団の当該連結決算書類に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 今後の展開

本日公表の「破産手続開始決定のお知らせ」に記載の通り、当社は、東京地方裁判所に申立てを行い、本日 17:00 に破産開始手続開始が決定されました。

関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけする事態となりましたこと、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

以上